

○山口県警察の自動車運転技能審査に関する訓令

昭和51年6月1日

本部訓令第6号

(概要)

本訓令は、山口県警察において使用する警察車両の運転に従事する警察職員の運転技能審査について必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 運転審査の実施
- 審査の種類、方法等
- 資格の取消し、効力の停止

等である。